

News Release

平成 22 年 6 月 22 日
消 費 者 庁

日焼けマシンの使用に伴う危害の防止について

日焼けマシンについては、「全身やけど状態になった」、「脱水症状を起こした」等の危害相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

今般、東京都において日焼けマシンの利用実態や安全性等に関する調査が行われ、平成 22 年 6 月 22 日付けでその結果が公表されるとともに、消費者に対して注意喚起が行われました（注）。

同調査によると、体質によっては日焼けマシンの利用に適さない人がいること、過剰な日焼けはやけどや視覚障害を引き起こすおそれがあること、日焼けマシンの設置事業者が利用者に対して的確なアドバイス等を行っていない場合があることなどが明らかとなっています。

このため、消費者庁としても、日焼けマシンの使用に伴う危害防止を進めていく必要があると考え、今般、消費者の皆様に対して東京都の注意喚起事項をお知らせすることといたしました。

また、各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長に対して、日焼けマシンの使用に関する消費者からの相談について適切に対応するよう依頼しましたので、併せてお知らせいたします（別紙）。

<東京都の注意喚起事項>（抜粋）

日焼けマシンの利用によるやけどや眼の傷害が発生しています。

以下のことに注意してください！

(1) 光線過敏の人、肌の白い人、過去に日焼けでやけどをした人は利用しない！

(2) 日焼けマシンの利用には十分な注意が必要です！

ア 最初は、照射の弱いマシンで短時間の利用に留める！

イ 備え付けられている保護用ゴーグルを着用する！

ウ 日焼け後は、皮膚を冷まし保湿を心掛け、皮膚をこするなどの刺激を与えない！

(注) 東京都の公表資料「日焼けマシンを利用して「脱水症状を起こした」「全身がやけど状態」になった！」<http://www.anzen.metro.tokyo.jp/>

※ 今般の東京都の公表資料や注意喚起を踏まえ、事前に自分の体質を理解し、専門家のアドバイスや説明を受けた上で日焼けマシンを利用しましょう。

問い合わせ先

消費者庁政策調整課

太齊、小泉

電話：03-3507-9261

消政調第47号
平成22年6月22日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長 殿

消費者庁政策調整課長

日焼けマシンの使用に係る相談への対応について（依頼）

平素より消費者の安全・安心の確保については格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日焼けマシンについては、その利用による危害相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

今般、東京都において日焼けマシンの利用実態や安全性等に関する調査が行われ、その結果が平成22年6月22日付けで公表されたところです（本調査の結果は東京都のホームページ <http://www.anzen.metro.tokyo.jp/> で閲覧可能です。）。

また、東京都生活文化スポーツ局消費生活部長より、「日焼けマシンの使用に伴う危害の防止について（提案）」（22 生消生活第 126 号）をもって、日焼けマシンの使用に伴う危険性について消費者へ啓発するよう、当庁へ提案されたところです。

消費者庁では、東京都の調査結果や提案を受けて、日焼けマシンの使用に伴う危害防止について別添のとおり消費者へ注意喚起を行ったところですが、今後、消費者より日焼けマシンの使用に係る相談が貴課に寄せられた際は、東京都及び当庁の注意喚起も踏まえ、適切にご対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県においては、貴都道府県下の市町村消費者行政担当課及び消費生活センターへ本通知を周知していただきますようお願いいたします。